

参 考 資 料

(写)

広 権 共 第 8 号

平成 26 年 6 月 10 日

広島市男女共同参画審議会 様

広島市長 松 井 一 實

第 2 次広島市男女共同参画基本計画の変更について（諮問）

広島市男女共同参画推進条例（平成 13 年広島市条例第 55 号）第 8 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づき、第 2 次広島市男女共同参画基本計画の変更について、貴審議会の意見を求めます。

趣 旨

広島市は、広島市男女共同参画推進条例に基づき、「第 2 次広島市男女共同参画基本計画」（平成 23 年度（2011 年度）～平成 32 年度（2020 年度））を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この計画の平成 26 年度（2014 年度）までの施策の進捗状況や社会状況の変化を踏まえ、今後の施策を進めていく際の基本的な考え方についてお示しください。

広島市男女共同参画審議会の審議状況等

年度	開催日等	議 事 等
26	6 月 10 日	○第 1 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画の変更について（諮問） ・ 男女共同参画審議会の進め方について ・ 広島市男女共同参画に関するアンケート調査の実施について
	8 月 29 日 ～10 月 14 日	＜広島市男女共同参画に関するアンケート調査の実施＞
	9 月 2 日	○第 2 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次男女共同参画基本計画の平成 25 年度の進捗状況について ・ 広島市配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査について
	11 月 28 日 ～12 月 26 日	＜広島市配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査の実施＞
	3 月 20 日	○第 3 回男女共同参画審議会 ・ 広島市男女共同参画に関するアンケート調査の結果報告 ・ 配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査の結果報告 ・ 平成 27 年度広島市男女共同参画審議会のスケジュールについて ・ 部会の設置、部会委員の選任について ・ 平成 27 年度当初予算の概要（男女共同参画施策関係）について
27	5 月 29 日	●第 1 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討
	6 月 29 日	●第 1 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（DV防止計画グループ） ・ 広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討
	7 月 29 日	●第 2 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画における施策の目標（指標）等についての検討
	10 月 27 日	●第 3 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画の（見直し案）等についての検討
	11 月 5 日	●第 2 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（DV防止計画グループ） ・ 広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（見直し案）等についての検討
	11 月 24 日	○第 1 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画（見直し案）についての検討 ・ 広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（見直し案）についての検討 ・ 第 2 次男女共同参画基本計画の平成 26 年度の進捗状況について

年度	開催日等	議 事 等
27	1 月 21 日	＜広島市議会の総務委員会に、第 2 次広島市男女共同参画基本計画の中間見直し（素案）及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の中間見直し（素案）を説明＞
	1 月 25 日 ～2 月 15 日	＜第 2 次広島市男女共同参画基本計画の中間見直し（素案）及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の中間見直し（素案）に関する市民意見募集＞
	3 月 7 日	○第 2 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の中間見直しに関する答申（案）について
	3 月 17 日	【市長に答申】
	3 月 22	＜平成 27 年度第 1 回広島市男女共同参画推進本部会議において、第 2 次広島市男女共同参画基本計画及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の変更を承認＞

※ ○は審議会（全体会議）、●は検討部会

広島市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略・50音順)
平成28年(2016年)3月現在

	氏名	役職等	性別	基本計画 グループ	DV防止計画 グループ
1	井手口 ヤヨイ	広島市男女共同参画推進員	女		●
2	伊藤 唯道	広島市保育連盟会長	男	●	
3	大原 裕二	連合広島広島地域協議会事務局長	男	●	
4	北 佳弘	パパフレンド協会代表理事	男	●	
5	貴田 月美	広島市女性団体連絡会議会長	女		●
6	北仲 千里	広島大学ハラスメント相談室准教授	女		●
7	小出来 敬三	広島県警察本部生活安全部生活安全総務課 課長補佐	男		●
8	牛来 千鶴	株式会社ソアラサービス代表取締役社長	女	●	
9	佐田尾 信作	中国新聞社論説主幹	男		●
10	◎ 篠原 収	広島女学院大学国際教養学部教授	男	●	●
11	高倉 悦子	広島労働局雇用均等室長	女	●	
12	永岡 敏子	管理薬剤師	女	●	
13	中谷 久恵	広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授	女	●	
14	中野 博之	広島県経営者協会専務理事	男	●	
15	中村 隆行	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター センター長・専務理事	男	●	
16	○ 平谷 優子	弁護士	女	●	●
17	山手 園子	特定社会保険労務士	女	●	

※ ◎は会長、○は副会長

(12名)

(7名)

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代行する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第 2 条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の 1 員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

- 第 5 条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

- 第9条** 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第10条** 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

きる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

- 第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定によ

り国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

原子爆弾によって壊滅的な被害を受けた広島は、日本国憲法の下、民主主義の成長とともに、奇跡的な復興を遂げる一方で、自らの悲惨な体験から、世界の平和を希求してきた。

平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。男女においては、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは、本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり、これまで、各種の取組が行われてきた。

しかし、現実には、社会において、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、いまだに根強く残っており、男女平等の達成には多くの課題がある。

また、国際化、少子高齢化及び高度情報化が急速に進展する中で、豊かで生き生きとした地域を実現して未来に引き継いでいくためには、男女が互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野で対等に協力し、政策又は方針の立案及び決定に参画することが重要である。

このような男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう、配慮されること。
- (3) 男女が政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と、当該活動以外の職業生活における活動その他の活動を両立して行うことができること。
- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康に関し、男女の人権が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(本市の責務)

第 4 条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施する責務を有する。

2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な予算上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 本市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に当たっては、市民及び事業者との交流、情報の交換その他の連携を行うものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第 7 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、その配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

- 第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広島市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
 - 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 - 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(本市の政策の決定過程への女性の参画推進)

- 第9条 本市は、率先垂範して、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、次に掲げることに努めるものとする。
- (1) 執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員への女性の任命又は委嘱
 - (2) 女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発
 - (3) 職員が育児、介護等の家族的責任を果たすことを支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくり

(市民の理解を深めるための措置)

- 第10条 本市は、第3条に規定する基本理念に関する市民の理解を深めるため、市民の参画による懇談会の開催等の広報広聴活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画に関する教育又は学習の振興)

- 第11条 本市は、市民があらゆる機会を通じて男女共同参画についての関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育又は学習の振興を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の申し出への対応)

- 第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、広島市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出への対応)

- 第13条 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合には、関係の機関又は団体と協力し適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、広島市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

- 第14条 本市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行うものとする。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

- 第15条 事業者は、雇用の分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 本市は、事業者が方針の決定過程における男女共同参画を推進するための措置を講じようとする場合において、当該措置に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。
 - 3 本市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他の男女共同参画の状況について報告を求め、又は当該報告に応じた助言を行うことができる。
 - 4 本市は、農林水産業、商工業その他の産業の自営業に従事する女性に対し、男女共同参画の推進に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。
 - 5 本市は、前3項に規定するもののほか、事業者についての男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国、広島県等と連携又は調整を行うものとする。

(民間の団体の活動に対する支援)

- 第16条 本市は、方針の決定過程への女性の参画の推進、男女共同参画に向けた自主的な活動その他の男女共同参画の推進のための活動を行う民間の団体に対し、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(補助金交付における男女共同参画の推進に関する措置)

- 第17条 市長は、補助金の交付において、必要があると認めるときは、方針の決定過程への女性の参画の推進その他の男女共同参画の推進に関し適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(年次報告)

第 18 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広島市男女共同参画審議会)

第 19 条 男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要と認める事項について審議し、又は建議するため、広島市男女共同参画審議会を置く。

2 前項の審議会の組織、所掌事務及び委員その他構成員並びにその運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 3 章 雑則

(委任規定)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

男女共同参画に関する広島市・国・世界の動き

年	広島市	国	世界(国連)
1975年 (昭和50年)		「婦人問題企画推進本部」設置	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
1976年 国連 婦人の 10年 5年 V	1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定
	1978年 (昭和53年)	広島市新基本計画に、婦人対策を位置付け	
	1979年 (昭和54年)	「青少年婦人対策課」設置	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
	1980年 (昭和55年)		「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択
	1982年 (昭和57年)	婦人教育会館(現:女性教育センター)開館	
	1985年 (昭和60年)	「広島市婦人問題懇話会」設置	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)	「ひろしま21世紀女性プラン」策定 「広島市女性問題協議会」設置 「広島市女性に関する行政推進連絡会議」設置(局長会長)		
1990年 (平成2年)			国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991年 (平成3年)		「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定	
1992年 (平成4年)	「女性行政推進課」設置(専管組織)		
1994年 (平成6年)		「男女共同参画審議会」設置(政令) 「男女共同参画推進本部」設置	
1995年 (平成7年)		「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)	「ひろしま21世紀男女共同参画プラン」策定 「広島市女性行政推進本部」設置(市長本部長)	「男女共同参画審議会」設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正	
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000年 (平成12年)	庁内の推進本部を「広島市男女共同参画推進本部」、庁内組織を「男女共同参画室」、協議会を「広島市男女共同参画協議会」に、各々名称変更	「男女共同参画基本計画」策定	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)
2001年 (平成13年)	「広島市男女共同参画推進条例」公布、施行 「広島市男女共同参画審議会」設置(条例)	内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 「DV防止法」公布、施行 「育児・介護休業法」改正	

年	広島市	国	世界(国連)
2003年 (平成15年)	「広島市男女共同参画基本計画(第1期)」策定		
2004年 (平成16年)		「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」改正	
2005年 (平成17年)		「男女共同参画基本計画(第2次)」改定	
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	
2007年 (平成19年)		「男女雇用機会均等法」施行 「DV防止法」改正	
2008年 (平成20年)	「広島市男女共同参画基本計画(第2期)」策定 専管組織を「男女共同参画課」に名称変更		
2009年 (平成21年)	「広島市配偶者暴力相談支援センター」設置		
2010年 (平成22年)	「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定	「男女共同参画基本計画(第3次)」改定	
2011年 (平成23年)	「第2次広島市男女共同参画基本計画」策定		UN Women正式発足
2012年 (平成24年)		「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議
2013年 (平成25年)		「DV防止法」改正 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置付け	
2014年 (平成26年)		「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる。	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議
2015年 (平成27年)		「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「男女共同参画基本計画(第4次)」改定	国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク))
2016年 (平成28年)	「第2次広島市男女共同参画基本計画」及び「広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」中間見直し	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行	

用語解説

用 語	解 説
I C T	情報通信技術のこと。同義語として、I T（Information Technology の略）があるが、本市では、情報通信技術の利活用を推進する上で、コミュニケーションの重要性を明確にするため、コミュニケーション（Communication）の頭文字Cが入った「I C T」を使用している。
育児・介護休業法 （育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）	育児又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るとともに、職業生活と家庭生活との両立への支援を通じてその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とした法律。平成 21 年（2009 年）6 月の改正では、事業者に対して、3 歳未満の子どもを持つ労働者に対する短時間勤務の措置や所定外労働時間の免除、介護休暇の導入などが義務付けられ、平成 24 年（2012 年）7 月から全面施行された。
S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
N P O	継続的・自発的にボランティア活動などの社会貢献活動に取り組む民間の非営利活動組織のこと。N P Oとは、Non - Profit Organization の略語である。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。
エンパワーメント	意思決定過程に参画し、自立的な力を付けること。
家族経営協定	農業を営む家族が、経営や家庭生活全般について話し合い、経営の役割分担や収益配分、就業条件等を取り決め、それを家族間のルールとして文書にすること。
キャリア教育	望ましい職業観や勤労観、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力と態度を育てる教育
固定的性別役割分担意識	男女は性別によって、「男は仕事、女は家庭」といったようにその役割が定められているという考え方であり、男女が分かち合うべき家事や子育て、介護などの役割を女性にのみ期待することをいう。こうした考え方は、女性の能力開発や社会参画を阻む要因の一つとなっている。
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律で平成 17 年（2005 年）4 月から 10 年間の時限立法として制定された。地方公共団体が地域における行動計画を策定・公表するとともに、地方公共団体及び 101 人以上の労働者を雇用する企業に、仕事と子育ての両立を支援するための事業主行動計画を策定することを義務付けている。なお、この法律は平成 26 年（2014 年）4 月の改正により、法律の有効期限が平成 37 年（2025 年）3 月 31 日まで 10 年間延長された。

用 語	解 説
女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成 38 年（2026 年）3 月までの 10 年間の時限立法として制定された。地方公共団体が推進計画を策定・公表するとともに、地方公共団体及び 301 人以上の労働者を雇用する企業に、女性の活躍状況を把握し、課題分析した上で、女性の職業生活における活躍を推進するための事業主行動計画を策定することを義務付けている。
女性に対する（あらゆる）暴力	公的生活で起きるか私的生活で起きるかを問わず、性別に基づく暴力行為であって、女性に対して肉体的、性的、心理的な傷害や苦しみをもたらす行為やそのような行為を行うという脅迫等をいい、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や交際相手からの暴力）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等を含む。
女性に対する暴力をなくす運動	毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日（11 月 25 日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの 2 週間を運動期間とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図る。
ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者やその家族等に対して、つきまとい・待ち伏せ・押しかけなどを繰り返し行うこと。
性差医療	1980 年代以降、米国において様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かってきたことから、始められた医療。疾患における性差の例としては、狭心症について、男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることによるものが多いが、女性は、心筋の微小な血管の流れが悪くなることによるものが多いことが挙げられる。
性的指向	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれかの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同じ性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
性と生殖に関する健康と権利	「性と生殖に関する健康」とは、平成 6 年（1994 年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、「性と生殖に関する権利」は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び性と生殖に関する健康を得る権利」とされている。

用 語	解 説
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	男女間の参画の機会の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に、その機会を積極的に提供すること。
多文化共生	異なる国籍や民族の人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、社会の構成員として生きていくこと。
男女共同参画週間	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年（1999 年）6 月 23 日を踏まえ、毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指す。
男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。昭和 61 年（1986 年）4 月 1 日に女子労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的として施行され、平成 9 年（1997 年）には、ポジティブ・アクション及びセクシュアル・ハラスメントの創設などを盛り込んだ改正が行われ、平成 18 年（2006 年）には、男女双方に対する差別を禁止するなど「性別による差別の禁止の範囲の拡大」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」などを内容とする改正が行われた。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での生活を総合的に支援する機関。地域包括支援センターでは、専門の職員（保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等）が、介護予防の支援をはじめ、介護や保健・医療・福祉など様々な相談に応じる。
庁内公募制	本市職員の意欲の増進と業務能率の向上を図ることを目的として、特定の業務やポストへの異動希望者を庁内から公募する制度
デジタルサイネージ	表示と通信にデジタル技術を活用し、画面等に映像や情報を表示する広告媒体
ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）	配偶者や交際相手からの暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、大声でどなる、無視するといった「精神的な暴力」、嫌がっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」も暴力に含まれる。
ニート	職業や学業に就かず、職業訓練も行っていない若者をいう。ニートとは、Not in Employment, Education or Training の頭文字（N E E T）を取った略語である。

用 語	解 説
配偶者暴力相談支援センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、①相談又は相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、⑥保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助等を行う。都道府県の婦人相談所その他適切な施設においてその機能を果たすものとされ、平成 19 年（2007 年）の改正により、市町村が設置する適切な施設においてもこの機能を果たすよう努めるものとされた。
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育児休業等を理由とする嫌がらせ等を指す。妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇、不利益な異動、減給、降格など、事業主からの不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で禁止されている。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう製品、施設、サービスなどをデザインする考え方
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号）による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。
労働力率	15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合